

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月21日

【会社名】 東洋エンジニアリング株式会社

【英訳名】 TOYO ENGINEERING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永松 治夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

【電話番号】 03(6268)6611(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 五井野 慎司

【最寄りの連絡場所】 千葉県習志野市茜浜2丁目8番1号

【電話番号】 047(454)1503

【事務連絡者氏名】 総務部長 五井野 慎司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社のブラジルにおける子会社であるProjeto de Plantas Industriais Ltda (以下「PPI社」)を共同被告の1社として、ブラジル連邦司法長官(Advocacia Geral da Uniao)がブラジルの現地裁判所に提出した民事訴状が裁判所により受理されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該訴訟の提起があった日

PPI社へ提訴の受理が送達された日 平成30年9月14日

### (2) 当該訴訟を提起した者の名称および所在地

名称 ブラジル連邦司法長官  
所在地 ブラジル連邦共和国

### (3) 当該訴訟の内容及び提起に至った経緯

#### 訴訟の原因及び定期に至った経緯

PPI社は、オデブレヒト社(Construtora Norberto Odebrecht S.A.)およびUTC社(UTC Engenharia S.A.)との3社コンソーシアムにより、リオデジャネイロ州イタボライのコンベルジェ石油化学コンビナート内のユーティリティ設備の建設工事(以下「本プロジェクト」)を、ブラジルの大手エネルギー関連国営企業であるペトロbras社(Petroleo Brasileiro S.A.)から2011年に発注を受けました。

ブラジル連邦司法長官は、オデブレヒト社が関与した本プロジェクトを含む計19のプロジェクトにかかるペトロbras社との契約に際して行政不正防止法違反行為があったとして、それらの19プロジェクトに関係したオデブレヒト社を含む企業及び個人計20名に対し連帯して、損害及び罰金として約11,098百万ブラジルレアル(約2,970億円)を支払うことを請求しています。

#### 訴訟の内容

ペトロbras社との19のプロジェクトに関係したオデブレヒト社を含む企業及び個人計20名に対し、契約に際して行政不正防止法違反行為があったとして、損害賠償及び罰金の請求

#### 損害賠償請求金額

企業及び個人計20名に対し連帯して、損害及び罰金として約11,098百万ブラジルレアル(約2,970億円)

### (4) 今後の見通し

PPI社は不正に関して当局の捜査を受けたこともなく、訴状においてもPPI社が不正に関与した証拠は一切示されておらず、PPI社は訴状の受理に対する異議申し立てを直ちに行う予定です。

本件訴訟による金額的な影響を現時点で想定することは困難であり、今後、本件に関する状況及び当社の業績に与える影響について開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上